

居合道八段審査会要項

1. 期 日

- (1) 令和7年5月1日(木)
- (2) 受付開始・終了および審査開始時刻
受付時間 午前10時～午前10時30分まで
審査開始 午前11時(予定)

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。

2. 会 場

京都市武道センター主道場

(京都市左京区聖護院円頓美町46-2) 電話 075-751-1255

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 居合道称号・段級位審査規則、同細則ならびに居合道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

- (1) 第一次実技 全剣連居合6本
- (2) 第二次実技 全剣連居合12本(第一次実技審査合格者による)

※第一次実技演武時間は7分以内、第二次実技演武時間は12分以内とし、「始め」の宣告より計測し、正面の礼を終了し、携刀姿勢になるまでとする。太刀は真剣とし、下げ緒を結束すること。なお、全剣連居合については、当日技を指定する。

※服装については、紋付き・袴とする。

6. 受審資格

平成27年5月31日以前に七段を取得し、年齢満46歳以上で修業年限10年以上の者。

7. 年齢基準

審査日の当日(5月1日)とする。

8. 申 込 み

- (1) 申込方法 居合道部会会長は、受審者を一括して本連盟会長宛に申込みこと。なお、個人の直接の申込は受理しない。
- (2) 申込締切 令和7年2月28日(金)
- (3) 申 込 先 〒110-0015 台東区東上野3-24-5 2階
TEL 03-5812-9633 FAX 03-5812-9634
一般財団法人東京都剣道連盟居合道部会
- (4) 申 込 書 ア. 別添所定用紙による。
イ. 七段位の取得年月日・生年月日は正確に記入すること。
(記載のない場合又は虚偽の場合は受審を認めない)
- (5) 居合道部会は受審申込者に受付時刻を周知徹底してください。

9. 審 査 料

1人20,900円(全剣連分8,800円、東剣連分7,019円)

10. 合格発表

審査終了後、受審番号により合格者を発表する。後日、合格者決定通知と証書を合格者の各都道府県剣道連盟に送付するとともに全剣連月刊「剣窓」および全剣連ホームページ(<https://www.kendo.or.jp/>)に合格者の氏名を掲載する。

11. 安全管理

受審者は、各自十分健康管理に留意し本審査会に参加すること。また、受審者は、健康保険証を持参のこと。高齢の受審者については、特に留意のこと。

主催者において、行事实施中、傷害発生の場合は、医師または看護師により、応急処置を講じ、病院等で治療を受けられるよう手配する。この場合、当日の治療費（手術、入院費は含まない）は主催者が負担する。なお、主催者は、審査中の受審者の事故に対し（審査会場への往復途上を含む）、傷害保険に加入する。

全日本剣道連盟の「感染症予防ガイドライン」を遵守すること（全剣連ホームページ参照）。

12. 個人情報保護法への対応

（以下を申込者に周知して下さい。）

申込書に記載される個人情報（登録県名、漢字氏名、カナ氏名、生年月日、年齢、称号・段位、職業等）は全日本剣道連盟および東京都剣道連盟が実施する本審査会運営のために利用する。なお、登録県名、氏名、年齢等の最小限の個人情報は必要の都度、目的に合わせ公表媒体（掲示用紙、ホームページ、剣窓等）に公表することがある。更に、居合道の普及発展のためマスコミ関係者に必要な個人情報を提供することがある。

13. 注意事項

- (1) 受審者は、居合道部会に、本人の申込み受理の確認を審査会前日までに行い、参加すること。
- (2) 審査会場に、車での来場は一切禁止する。

14. その他

審査参加料払込後の返金については、4月15日（火）午後5時までに居合道部会を通じて理由を付した書面（FAX、メール可）を東京都剣道連盟あてに提出すること。

なお、返金額は本連盟の手数料を差し引いて6,600円を後日、加盟団体へ返金する。

案内図

京都市体育館

住所 京都市右京区西京極新明町1

電話 075-315-3741

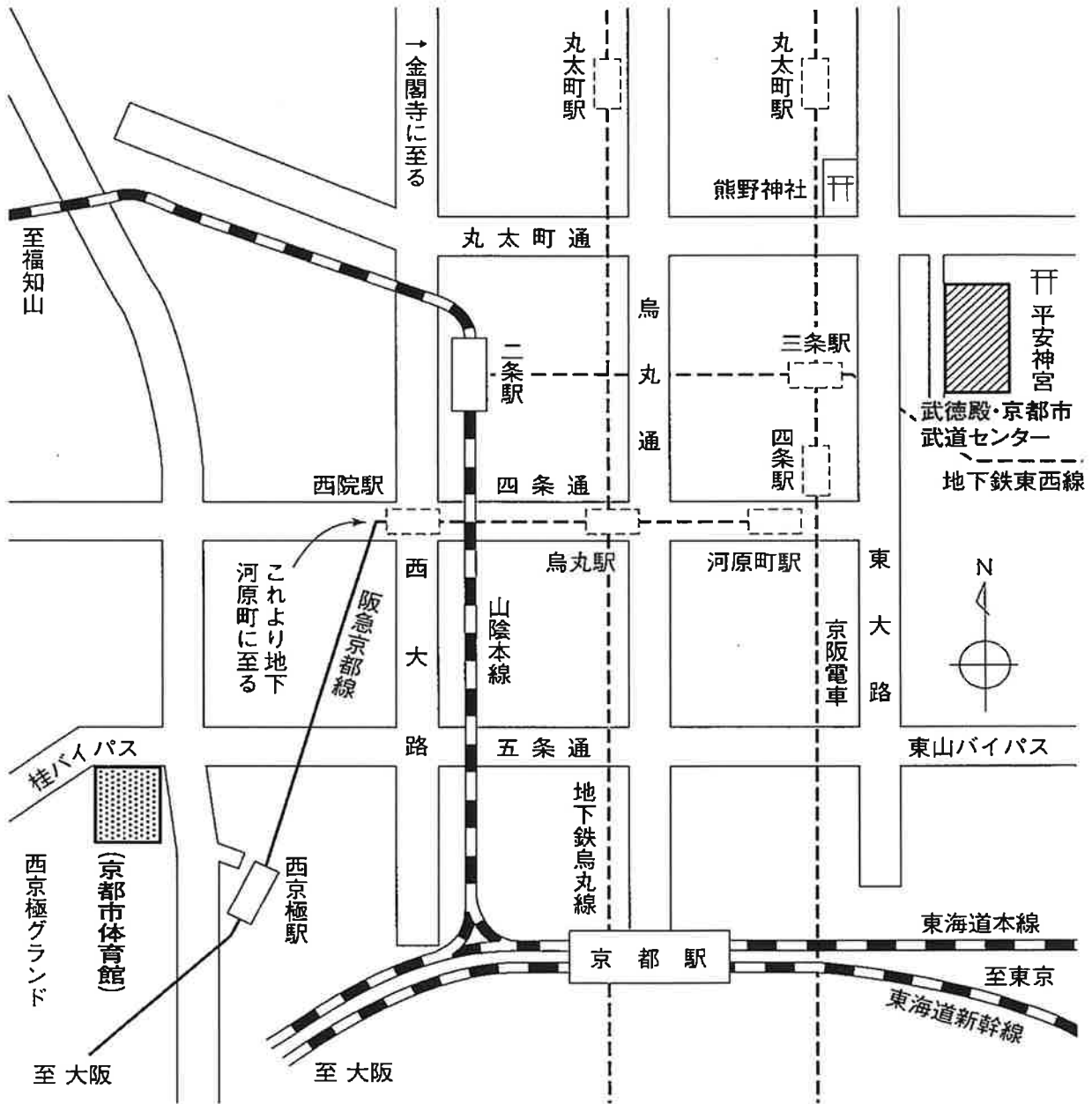
交通・阪急電鉄「西京極駅」下車 約150メートル
 ・市バス「西京極運動公園前」下車 徒歩1分

武徳殿・京都市武道センター

住所 京都市左京区聖護院円頓美町46-2

電話 075-751-1255

交通・市バス「熊野神社前」下車 徒歩1分
 ・市バス「京都会館美術館前」下車 徒歩3分



大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上